

## ユビキタスネットワーク時代における 電子タグの高度利活用に関する調査研究会(第5回)議事要旨(案)

### 1 日時

平成16年2月18日(水)10:00~12:00

### 2 場所

総務省8階 第4特別会議室

### 3 出席者

#### (1) 調査研究会構成員(50音順、敬称略)

青木 昭明(ソニー、代理:坂口)、縣 厚伸(イオン、代理:下北)、秋山 正樹(パナソニックモバイルソリューションズ、代理:小橋)、有園 徹(情報通信技術委員会)、石渡 恒夫(京浜急行電鉄)、今井 秀樹(東京大学)、内永 ゆか子(日本アイ・ピー・エム 代理:黒木)、瓜生 直樹(三菱ウェルファーマ)、大西 弘致(トヨタ自動車、代理:神崎)、川辺 守彦(石川島播磨重工業)、國井 秀子(リコー)、児玉 駿(日本通運 代理:勝島)、齊藤 忠夫(東京大学名誉教授)、坂村 健(東京大学大学院)、塩見 正(通信総合研究所、代理:久保田)、篠本 学(日立製作所、代理:九野)、高岡 博史(東芝 代理:秋田)、立石 和義(日本電信電話)、築山 宗之(東京電力)、徳田 英幸(慶應義塾大学)、西村 清司(日本郵政公社、代理:鶴田)、二木 治成(エヌ・ティ・ティ・ドコモ)、堀田 徹哉(アクセンチュア)、松尾 義武(日本電気)、三木 彬生(日本貨物鉄道)、村井 純(慶應義塾大学、代理:中村)、村上 輝康(野村総合研究所)、村上 仁己(KDDI)、若尾 正義(電波産業会)、和田 英一(インターネットイニシアティブ)

#### (2) 総務省(事務局)

鬼頭大臣官房技術総括審議官、武井技術政策課長、野津情報流通振興課長、金谷通信規格課長、富永移動通信課長、新堀データ通信課長他

### 5 議事

#### (1) 開会

#### (2) 配布資料の確認

#### (3) 前回議事録の確認

#### (4) 議事

無線システム WG 最終報告について

・資料5 - 2に基づき、無線システム WG 最終報告について、今井 WG 長及び事務

局より説明がなされた。

主な意見は以下の通り。

- ・ 950MHz 帯及び 433MHz に関する実証実験等の今後の進め方及び 950MHz 帯に関する今後の免許方針と言った制度的な対応についてお伺いしたい。
- ・ 950MHz 帯については、具体的な実証実験が計画され、実際に計画が進んでいると承知しており、今後、これらの実証実験を踏まえ、制度化を目指したいと考えているところ。一方、433MHz に関しては、具体的な実証実験を計画されている方がまだおいでにならない状況であり、現時点では差が生じていると認識している。
- ・ 950MHz 帯に関する今後の免許方針については、将来のコビキタス社会を見据え、多くの電子タグが共存できるよう、小電力のシステムとして免許不要となることが基本と考えている。

ネットワーク利用 WG 最終報告について

- ・ 資料5 - 3に基づき、ネットワーク利用 WG 最終報告について、徳田 WG 長及び事務局から説明がなされた。

主な意見は以下の通り

- ・ ビジネスモデル特許の定義はどうなっているのか、アプリケーションの話とも思えるが、WG ではどのような議論がなされたか。昔は、自然現象を利用したものが特許ということではあったが、自然現象を利用したもの以外のものをビジネスモデル特許と言った良いのか。
- ・ 欧米企業における、リスクを回避する観点で、抑えるべき部分を抑え、ビジネスを展開していく。その後、お金をどう回収するか、無償で提供するかということがその先にあるのではないかという議論があった。
- ・ ビジネスモデル特許の用語は、98 年や 99 年頃から出てきたもの。特にバーチャルワールドでの仕組みを変えるために現れてきたものであり、特段新しい技術無しに、ビジネスの仕方で抑えてしまうものをそう呼んできた。本報告書では、アプリケーションやソフトウェアなどを包含した形と考えている。

調査研究会最終報告書案について

- ・ 資料5 - 4及び資料5 - 5に基づき、調査研究会最終報告(案)について、事務局から説明がなされた。

- ・ 全体として、まとまっていると思う。米国には、米国の事情があり、遠距離の常

時監視による物品管理が目的となっているが、日本の事情には、あてはまらない。周波数の問題として、日本の国益をよく考慮した観点がまとまっていると思う。

- ・ プライバシー保護ガイドラインについては、概要版と報告書案で若干、表現に差違が見られる。書き方によっては、問題点となる部分があるので、良い表現に変えた方がよい。
- ・ セキュリティレベルについては、電子タグそのもののセキュリティレベルとシステム全体のセキュリティレベルがあり、もう一つの軸が存在する。そこまで考えてセキュリティレベルを検討しないと誤解を招くおそれがある。
- ・ 電子タグそのものだけではなく、バックエンドとなるシステム全体を見て、ドメイン別に議論する形が良いが、電子タグのセキュリティとバックエンドのセキュリティとそこで動作しているコードの安全性が分けられて議論する必要があると思われる。
- ・ プライバシー保護ガイドラインにある「公開制」の「制」については、特段の意味があるのか。
- ・ プライバシーの境目については、実際は、店舗と消費者の間ではなく、店舗の中(店舗デポ)と店頭の間にあるのではないか。
- ・ 全般的なトーンとして、国民に利益があり、環境に益し、と言った明るい表現にできないか。
- ・ 電子タグの議論は、「物流ソリューション」の観点多く、「社会的ソリューション」の観点での議論が少なく、今回の検討は、社会的ソリューションに踏み込んだ検討と思われる。今後は、グローバルなコーディングではなく、ローカル名モノもあるという前提で、トータルなライフサイクルのコーディングが重要と思われる。
- ・ 個人参加の権利については、消費者のプライバシー保護の権利をきちんと最も踏み込んだ形で認めたガイドラインであると思われる。供給側の責任が発生すると同時に、消費者の自己責任も明確にする必要があると思われる。

(5) 閉会

(以上)